

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 三 十 一 年 三 月 二 十 七 日

目 次

規 則

○岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

ページ
一

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 自動車取得税（第七十八条―第八十二条の十五）」を「第四節 削除」に改める。

第一条第二項中「自動車取得税又は」を削り、「第二条第八項」を「第二条の二第九項」に改め、同条第三項中「第二章第四節及び第五節」を「第二章第五節」に改める。

第二条第十五号中「第四百三十三条」を「第四百七十七條の六」に、「自動車取得税額」を「環境性能割額」に改める。

第九条第一項中「第八十二条第一項」を「第七十二条の五第一項」に改め、同条第二項中「第八十二条第二項」を「第七十二条の五第二項」に改める。

第十二条第一項中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第二十八条中「自動車取得税又は」を削る。

第二章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第七十八条から第八十二条の十五まで 削除

第八十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第七十四条第一項ただし書又は同条第二項」を「第七十二条の四ただし書」に、「同条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項各号の一に該当する事実が発生した日」を「同条第一号又は第二号に掲げる自動車を取得した日又は保有する自動車が同条第一号又は第二号に掲げる自動車に該当することとなった日」に改め、同条第二項中「第七十四条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項各号の一に規定する自動車として承認」を「第七十二条の四ただし書の承認」に改める。

第八十三条の二を第八十三条の十一とし、第八十三条の次に次の九条を加える。

(環境性能割の申告書等)

第八十三条の二 条例第七十二条の十一第一項に規定する環境性能割の申告書及び同条第二項に規定する取得した自動車に係る報告書は、地方税法施行規則第十六号の四十三様式により自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 条例第七十二条の十二第二項に規定する環境性能割の修正申告書は、第百三号の二様式により自動車税事務所長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る更正の請求)

第八十三条の三 法第二十条の九の三の規定による環境性能割に係る更正の請求をしようとする者は、第百三号の三様式による請求書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第八十三条の四 条例第七十二条の十五第一項の規定による環境性能割に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車に移転した日から十五日以内に、第百三号の四様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、納税義務の免除を決

定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 条例第七十二条の十五第二項の規定により環境性能割に係る徴収金の徴収猶予の申告をしようとする者は、条例第七十二条の十一第一項各号に規定する環境性能割の申告書を提出すべき時又は日までに、第百三号の四様式による申告書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

4 条例第七十二条の十五第五項の規定により環境性能割に係る徴収金の還付の申請をしようとする者は、同条第一項の規定の適用があることとなった日から十五日以内に、第百三号の四様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

5 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、還付すべき額を決定したとき、又は法第百六十四条第七項の規定により当該還付額を充当したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の還付又は納付義務の免除)

第八十三条の五 条例第七十二条の十六第一項又は第二項の規定により環境性能割に係る納付義務の免除又は環境性能割額に相当する額の還付を受けようとする者は、これらの規定の適用があることとなった日から十五日以内に、第百三号の五様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、納付義務の免除の決定をしたとき又は還付すべき額を決定したとき若しくは法第百六十五条第三項において準用する法第百六十四条第七項の規定により充当したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(環境性能割に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限)

第八十三条の六 法第百七十一条第一項若しくは第二項又は法第百七十二条の規定により徴収する環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額の納期限は、これらの加算金額に係る第十一条に規定する通知書を発した日から一月を経過した日とする。

(災害による環境性能割の減免)

第八十三条の七 条例第七十二条の十七第一項第一号の当該天災等により滅失し、又は

損壊した自動車に代わる自動車として規則で定めるものは、天災その他の災害（以下この節において「天災等」という。）によつて滅失し、又は損壊して修理不能となつた自動車（次項において「被災自動車」という。）に代わる自動車で、当該天災等のあつた日から三月以内に取得したもの（次項において「代替自動車」という。）とする。

2 条例第七十二条の十七第一項の規定により、同項第一号に掲げる者（第四項の規定により被災自動車に対して課する環境性能割を減免したものを除く。）が代替自動車を取得したときは、被災自動車の価額に代替自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額を上限として、代替自動車に対して課する環境性能割を減免することができる。

3 条例第七十二条の十七第二項の規則で定める場合は、自動車を取得した時から条例第七十二条の十一第一項各号に規定する環境性能割の申告書を提出すべき時又は日までに天災等により当該自動車が滅失し、又は損壊して修理不能となつた場合とする。

4 条例第七十二条の十七第二項の規定により、同項に規定する者については、同項に規定する自動車に対して課する環境性能割の全額を減免することができる。

5 条例第七十二条の十七第三項の規定により環境性能割の減免の申請をしようとする者で次の各号に掲げるものは、条例第七十二条の十一第一項各号に規定する環境性能割の申告書を提出すべき時又は日までに、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

- 一 第二項に規定する者 第三百三号の六様式
- 二 第四項に規定する者 第三百三号の七様式

6 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、減免を決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（公的医療機関の取得による環境性能割の減免）
第八十三条の八 条例第七十二条の十七第二号の公的医療機関を開設する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 社会福祉法人恩賜財団済生会

- 二 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
- 三 全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十一条第四項の規定により医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたものとみなされたものに限る。）
- 四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十三条に規定する国民健康保険団体連合会

2 条例第七十二条の十七第一項の規定により、前項各号に掲げる者が開設する病院又は診療所において救急又はへき地巡回診療のために使用する自動車を取得したときは、当該自動車に対して課する環境性能割の全額を減免することができる。

3 条例第七十二条の十七第三項の規定により環境性能割の減免の申請をしようとする者で第一項各号に掲げるものは、条例第七十二条の十一第一項各号に規定する環境性能割の申告書を提出すべき時又は日までに、第三百三号の八様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

4 前条第六項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。
（心身障害等による環境性能割の減免）

第八十三条の九 条例第七十二条の十七第三号の身体に障害を有する者のうち歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定による身体障害者手帳（以下この節において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別				
視覚障害		一級	二級	三級	四級	
聴覚障害		二級	三級			
平衡機能障害		三級				
音声機能障害		三級（こうとう摘出による音声機能障害がある場合に限る。）				

上肢不自由	一級	二級	三級	
下肢不自由	一級	二級	三級	四級 五級 六級
体幹不自由	一級	二級	三級	五級
乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 運動機能障害	一級	二級	三級	移動機能 上肢機能
心臓機能障害	一級	二級	三級	四級 五級 六級
じん臓機能障害	一級	三級		
呼吸器機能障害	一級	三級		
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級	三級		
小腸の機能障害	一級	三級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害	一級	二級	三級	
肝臓機能障害	一級	二級	三級	

戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定による戦傷 病者手帳（以下この節において「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者 のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩 給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重 度障害又は障害の程度に該当する障害を有するもの	重度障害又は障害の程度
視覚障害	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症
聴覚障害	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症
平衡機能障害	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症
音声機能障害	特別項症 一項症 二項症（こうとう摘出に よる音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症
下肢不自由	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症
体幹不自由	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症
心臓機能障害	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症
じん臓機能障害	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症
呼吸器機能障害	特別項症 一項症 二項症 三項症 四項症

ほうこう又は直腸の機能障害	特別項症 一項症 二項症 三項症
小腸の機能障害	特別項症 一項症 二項症 三項症
肝臓機能障害	特別項症 一項症 二項症 三項症

- 条例第七十二条の十七第一項第三号の精神障害者のうち歩行が困難な者で規則で定
めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳（以下この節において「療育手帳」
という。）の交付を受けている者のうち重度の障害を有するもの

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の精神障害者保健福
祉手帳（以下この節において「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け
ている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政
令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級の障害を有するもの
- 条例第七十二条の十七第一項第三号から第五号までの規則で定める目的は、当該身
体障害者又は当該精神障害者の通学、通院、通所、生業その他の社会参加とする。
- 条例第七十二条の十七第一項第五号の当該世帯の身体障害者等を介護する者で規則
で定めるものは、身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の身体障害者又は
精神障害者（第九項から第十一項まで並びに第八十七条の三第一項第二号、第三項及
び第四項を除き、以下この節において「身体障害者等」という。）を継続して日常的
に介護する者で、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条
に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この項において同じ。）の長（福祉事務
所を設置しない町村にあつては、町村の長）、健康福祉部地域福祉課長又は保健所の
長（以下この節において「福祉事務所長等」という。）の確認を受けたもの（以下こ
の節において「介護者」という。）とする。
- 条例第七十二条の十七第一項の規定により、同項第三号から第五号までに掲げる者
がそれぞれ同項第三号から第五号までに定める自動車（当該者一人につき一台に限
る。）を取得したときは、当該自動車に対して課する環境性能割の全部又は一部を減
免することができる。
- 前項の規定により減免できる環境性能割の額は、次に掲げる額のうちいずれか少な
い額とする。

一 税 額

二 三百万円に身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額を加算した額に取得した自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額

7 第五項の規定により環境性能割を減免した場合においては、同項に規定する自動車を所有している場合にあつてはその間、当該自動車を所有しなくなった場合にあつては当該自動車の取得の日から一年間（当該自動車が新規登録に係るもので当該登録と同時に減免を受けた場合にあつては、二年間）は、次に掲げる場合を除き、同項に規定する者が新たに取得した自動車に対して課する環境性能割を減免することができない。

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十五条第一項各号に掲げる場合に該当する自動車に代わる自動車を取得した場合

二 前号に掲げる自動車との均衡上減免の必要があると認める自動車を取得した場合
8 条例第七十二条の十七第一項第六号の構造上身体障害者又は精神障害者の利用に専ら供するための自動車で規則で定めるものは、次に掲げる自動車とする。

一 車椅子の昇降装置若しくは固定装置を装置する特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同様の構造変更が加えられた自動車で、当該自動車の使用の目的に供されているもの

二 浴槽を装置する特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同様の構造変更が加えられた自動車で、当該自動車の使用の目的に供されているもの

9 条例第七十二条の十七第一項の規定により、同項第六号に掲げる者が同号に規定する自動車を取得したときは、当該自動車に対して課する環境性能割の全額を減免することができる。

10 第五項又は前項の規定による減免については、自動車がその利用に供される身体障害者又は精神障害者一人につき一台を対象とする。

11 条例第七十二条の十七第一項の規定により、同項第七号に掲げる者が同号に規定する自動車を取得したときは、当該自動車に対して課する環境性能割について、当該自

動車の取得価格のうち身体障害者若しくは精神障害者の利用に供するための構造変更又は身体障害者若しくは精神障害者が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を減免することができる。

12 条例第七十二条の十七第三項の規定により環境性能割の減免の申請をしようとする者で次の各号に掲げるものは、条例第七十二条の十一第一項各号に規定する環境性能割の申告書を提出すべき時又は日から三十日を経過する日までに、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を自動車税事務所に提出しなければならない。

一 条例第七十二条の十七第一項第三号から第五号までに掲げる者 第百三号の九様式

二 条例第七十二条の十七第一項第六号に掲げる者 第百三号の十様式
三 条例第七十二条の十七第一項第七号に掲げる者 第百三号の十一様式

13 条例第七十二条の十七第五項の規則で定める書類は、身体障害者手帳（身体障害者手帳の交付を受けないで戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳とする。

14 第八十三条の七第六項の規定は、第十二項の申請書を受理した場合について準用する。

（公益等による環境性能割の減免）

第八十三条の十 条例第七十二条の十七第一項の規定により、消防自動車又は国若しくは地方公共団体に無償で貸し付け、公用若しくは公共の用に供する自動車を取得した者については、当該自動車に対して課する環境性能割の全額を減免することができる。

2 条例第七十二条の十七第三項の規定により環境性能割の減免の申請をしようとする者で前項に規定するものは、条例第七十二条の十一第一項各号に規定する環境性能割の申告書を提出すべき時又は日までに、第百三号の十二様式による申請書を自動車税事務所に提出しなければならない。

3 第八十三条の七第六項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。
第八十四条の見出し中「自動車税」を「種別制」に改め、同条中「自動車税の」を

「種別割の」に、「第十六号の九様式によつて」を「第十六号の四十三様式により」に改める。

第八十五条第二項第一号中「自動車税」を「種別割」に改め、「以下」を削る。

第八十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「申請が」を「申請書の提出が」に、「自動車税に」を「種別割に」に改め、同条第三項中「申請が」を「申請書の提出が」に改め、同条第四項中「自動車税の」を「種別割の」に、「によつて」を「により」に、「自動車税に」を「種別割に」に改める。

第八十六条の二（見出しを含む。）中「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第八十七条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「天災その他の災害を受けた者」を「天災等の被災者」に、「自動車税を」を「種別割を」に改め、同項第一号中「天災その他の災害により」を「天災等により滅失し、又は損壊して修理不能となつた」に、「が滅失又は使用不能となつたことに伴い」を「について」に、「補てん」を「補填」に、「当該災害」を「当該天災等」に、「に対する自動車税」を「に対して課する種別割」に改め、同項第二号中「天災その他の災害」を「天災等」に改め、「所有する自動車」の下に「（前号に掲げる自動車を除く。）」を加え、「補てん」を「補填」に、「に対する自動車税」を「に対して課する種別割」に、「当該災害」を「当該天災等」に改め、同項第三号中「天災その他の災害」を「天災等」に、「本号」を「この号」に、「当該災害」を「当該天災等」に、「補てん」を「補填」に、「に対する自動車税」を「に対して課する種別割」に改め、同条第二項中「自動車税の」を「種別割の」に改め、同項第一号中「第百二号の九様式」を「第百三号の六様式」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第八十三条の七第六項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。

第八十七条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第八十五条の二第一項第二号の公的医療機関を開設する者で規則で定めるものは、第八十三条の八第一項各号のいずれかに該当するものとする。

第八十七条の二第三項中「前条第三項」を「第八十三条の七第六項」に改め、同項を

同条第四項とし、同条第二項中「自動車税の」を「種別割の」に、「前項各号」を「第八十三条の八第一項各号」に、「自動車税にあつては」を「種別割にあつては」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「第百二号の十様式」を「第百三号の八様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第八十五条の二第一項の規定により、第八十三条の八第一項各号に掲げる者が所有し、かつ、開設する病院又は診療所において救急又はへき地巡回診療のために使用する自動車に対して課する種別割の全額（年度の中途において減免すべき事由に該当することとなつたときは、その該当することとなつた日の属する年度の翌年度以後の種別割額に限る。以下この節において同じ。）を減免することができる。

第八十七条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「掲げる自動車」を「定める自動車」に、「に対する自動車税」を「に対して課する種別割」に改め、同項各号を次のように改める。

一 身体障害者等 その者が所有し、かつ、その者が運転する自動車又はその者が所有し、かつ、その者と生計を一にする者が専ら所有者の通学、通院、通所、生業その他の社会参加のために運転する自動車

二 身体障害者（年齢十八歳未満の者に限る。）又は精神障害者と生計を一にする者が所有し、かつ、当該精神障害者が運転する自動車又は当該生計を一にする者が所有し、かつ、その者又はその者と生計を一にする他の者が専ら当該身体障害者又は当該精神障害者の通学、通院、通所、生業その他の社会参加のために運転する自動車

三 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等 その者が所有し、かつ、介護者が専ら当該世帯の身体障害者等の通学、通院、通所、生業その他の社会参加のために運転する自動車

第八十七条の三第二項各号列記以外の部分中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号中「自動車税の」を「種別割の」に改め、「申請書」の下に「（次号において「申請書」という。）」を加え、「自動車税にあつては」を「種別割にあつては」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「第七項」を「第六項」に改め、同号の表中「自動

車税」を「種別割」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 申請書の提出が納期限後にあつた場合又は賦課期日後に前項各号に定める自動車に該当することとなつた場合 当該減免を受けようとする自動車に係る条例第七十三条（条例附則第十三条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する税率（その額が四万五千円を超える場合は、四万五千円）に申請書の提出のあつた月の翌月から当該年度の末日の属する月（条例第七十七条第二項の規定により月割をもつて課税する場合は、納税義務が消滅した月）までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額

第八十七条の三第三項中「を所有する者については、次の各号のいずれかに該当する自動車（特定の身体障害者又は精神障害者のために利用されるものにあつては、当該特定の身体障害者又は精神障害者一人につき一台に限る。）に対する自動車税」を「で次の各号のいずれかに該当するものを所有する者については、当該自動車に対して課する種別割」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「自動車税の」を「種別割の」に改め、同項後段を削り、同項第一号中「第二百二号の十一様式」を「第二百三号の九様式」に改め、同項第二号中「第二百二号の十二様式」を「第二百三号の十様式」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「に規定する」を「の」に、「戦傷病者手帳」を「戦傷病者手帳」に、「精神障害者保健福祉手帳等」を「精神障害者保健福祉手帳」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第八十七条第三項」を「第八十三条の七第六項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第八十七条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「に対する自動車税」を「に対して課する種別割」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 法第七十二条の四第一項若しくは第七十二条の五第一項又は第八十三条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる法人 これらの法人が所有する自動車で、集団検診、巡回診療又は患者輸送のために使用するもの

第八十七条の四第一項第七号中「自動車税」を「種別割」に改め、「（昭和二十六年

法律第八十五号）」を削り、同条第二項中「自動車税の」を「種別割の」に改め、同項第一号中「第二百二号の十四様式」を「第二百三号の十二様式」に改め、同条第三項中「第八十七条第三項」を「第八十三条の七第六項」に改める。

様式目次中「自動車取得税又は」を削り、「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、「第九十四号の四様式 自動車取得税修正申告書 第七十八条第二項」を削り、

「第九十五号様式 自動車取得税に係る更正の請求書 第七十九条

第九十六号様式から第 削除

第二百二号の六様式まで

第二百二号の七様式 譲渡担保財産に係る自動車取得税の 第八十二条の八第

徴収猶予該当申告書（納税義務免除 一項、第三項及び

（還付）申請書） 第四項

第二百二号の八様式 自動車の返還による自動車取得税還 第八十二条の九第

付（納付義務免除）申請書 一項

第二百二号の九様式 災害による自動車取得税・自動車税 第八十二条の十一

減免申請書 第三項及び第八十

七条第二項

第二百二号の十様式 公的医療機関の所有による自動車取 第八十二条の十二

得税・自動車税減免申請書 第二項及び第八十

七条の二第二項

第二百二号の十一様式 身体障害者等に係る自動車取得税・ 第八十二条の十四

自動車税減免申請書 第九項及び第八十

七条の三第六項

第二百二号の十二様式 構造上身体障害者等の利用に専ら供 第八十二条の十四

するための自動車に係る自動車取得 第九項及び第八十

[illegible]

第百五号の三様式

積雪により運行不能となつた自動車 第八十六条の二
に係る自動車税種別割の減額申請書

「第百六号の二様式

「第百六号の二様式

災害による自動車税減免申請書 第八十七条第二項
災害による自動車税種別割減免申請 第八十七条第二項
書

「第百六号の八様式

自動車税の減免対象バス車両の指定 第八十七条の四第
申請書 二項

第百六号の九様式

中古商品自動車に係る自動車税減免 第八十七条の四第
申請書 二項

「第百六号の八様式

自動車税種別割の減免対象バス車両 第八十七条の四第
指定申請書 二項

第百六号の九様式

中古商品自動車に係る自動車税種別 第八十七条の四第
割減免申請書 二項

改める。

第四十一号様式裏面中

自動車取得税

地方税法第134条

軽油引取税

地方税法第14条の49

自動車税

地方税法第165条

軽油引取税

地方税法第144条の49

自動車税環境性能割

地方税法第173条

自動車税種別割

地方税法第177条の19

改める。

第六十五号様式その二中「自動車税用」と「自動車税種別割用」に改め、

登録番号	岐阜 岐阜 飛驒	課税年度	年度
------	----------------	------	----

登録番号	岐阜 岐阜 飛驒	課税年度	年度
------	----------------	------	----

改める。

第九十四号の四様式を削る。

第九十五号様式から第百二号の十四様式までを次のように改める。

第九十五号様式から第百二号の十四様式まで 削除

第百三号様式中「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改め、同様式備考に次のように加える。

4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第百三号様式の次に次の十一様式を加える。

付

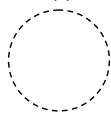
2 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の 3 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第83条の 3 関係)

受 付 印 年 月 日 自動車税事務所長 様		住 所 (所 在 地)		処 理 事 項 ※ ※	
		氏 名 〔 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 〕		⑩	
		個人番号又は法人番号		↓ 個人番号はここから記載 	
		この請求書について応 答する係氏名		電話番号	
自動車税環境性能割に係る更正の請求書					
対 象 と な る 自 動 車	登録番号		登録年月日 年 月 日		
	車名	年式	車台番号		
	主たる定置場				
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額		
更 正 前	円		円		
更 正 後					
地方税法第20条の 9 の 3 の規定による更正の請求 をする理由					
申告し、又は更正(決定) する通知を受けた年月日		年 月 日			

- 備考 1 この請求書は、正副 2 通を提出することとし、正本には更正の請求をする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の 4 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第83条の 4 関係)

付  受 印		処理事項		
		※	※	
年 月 日 自動車税事務所長 様	住 所 (所 在 地)			
	氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)		㊟	
	個人番号又は法人番号		↓個人番号はここから記載 	
	この申告書(申請書)に ついて応答する係氏名		電話番号 	
譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予該当 申告書(納税義務免除(還付)申請書)				
岐阜県税条例第七十二条の十五 第一項に規定する	自 動 車	登録番号		登録年月日 年 月 日
		車名	年式	車台番号
		主たる定置場		
	譲 渡 担 保	設 定 者	住 所 (所在地)	
			氏 名 (名 称)	設定年月日 年 月 日
		担 保 権 者	住 所 (所在地)	
			氏 名 (名 称)	移転(予定)年月日 年 月 日
	徴収猶予 納税義務 免除 還 付		を受けようとする金額	円 納付年月日 年 月 日
還付を受ける場合 の振込先等		金 融 機 関 名		
		口 座 番 号	当 座 普 通	
摘要				

備考 1 この申告書(申請書)は、正副2通を提出することとし、正本には納税義務免除を必要とする理由を証明する書類を添付すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の 5 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第83条の 5 関係)

付 ○ 受 印 年 月 日 自動車税事務所長 様		住 所 (所 在 地)		処 理 事 項	
		氏 名 〔法人にあつてはその〕 〔名称及び代表者氏名〕		※ ※	
自動車税事務所長 様		個人番号又は法人番号		個人番号はここから記載 ↓	
		この申請書について応答する係氏名		電話番号	
自動車の返還による自動車税環境性能割還付（納付義務免除）申請書					
岐阜県税条例第七十二条の十六 第一項に該当する	自動車	登録番号		当初の登録年月日 年 月 日	
		車名	年式	車台番号	
		主たる定置場			
	返 還 を 受	住 所(所在地)			
		氏 名 〔法人にあつてはその〕 〔名称及び代表者氏名〕		返還年月日 年 月 日	
	納 付 し た 自 動 車 税 環 境 性 能 割	納 付 年 月 日		年 月 日	
		課 税 年 度			
		税 額		円	
		延 滞 金		円	
	還付（納付義務の免除）を受けたい金額		円		

備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、還付（納付義務の免除）を必要とする理由を証明する書類を添付すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の 6 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第83条の 7、第87条関係)

		処理事項	
		※	※
受 付 印 年 月 日 自動車税事務所長 様 (県税事務所長)		住 所 (所 在 地)	
		氏 名 〔 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 〕	①
		この申請書について 応答する係氏名	電話番号
災害による自動車税減免申請書			
区 分		代替取得した自動車	被災した自動車
登 録 番 号			
自 動 車 の 種 別 ・ 車 名			
自 動 車 の 年 式			
登 録 (取 得) 年 月 日		年 月 日	年 月 日
抹 消 登 録 年 月 日			年 月 日
自 動 車 の 価 額		① 円	② 円
損 害 を 受 け た 額			
保 険 金 ・ 損 害 賠 償 金 等			
被 災 年 月 日			年 月 日
車 台 番 号			
主 たる 定 置 場			
減 免 申 請 内 訳	環 境 性 能 割	課 税 年 度	
		税 額 ① × /100	円
		減免申請額 ② × /100	円
	種 別 割	課 税 年 度	
		税 額	円
		減 免 申 請 額	円

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 申請者が岐阜県税条例施行規則第87条第1項第2号に掲げるものである場合には、「車台番号」及び「主たる定置場」の欄並びに「環境性能割」の各欄の記載を要しない。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の 7 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第83条の 7 関係)

受 付 印 年 月 日		住 所 (所 在 地)			
		氏 名 〔 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 〕		㊟	
自動車税事務所長 様 (県税事務所長)		この申請書について 応答する係氏名		電話番号	
災害による自動車税環境性能割減免申請書					
区 分		被災した自動車			
登 録 番 号					
自 動 車 の 種 別 ・ 車 名					
自 動 車 の 年 式					
登 録 (取 得) 年 月 日		年 月 日			
抹 消 登 録 年 月 日		年 月 日			
自 動 車 の 価 額		① 円			
損 害 を 受 け た 額		円			
保 険 金 ・ 損 害 賠 償 金 等		円			
被 災 年 月 日		年 月 日			
車 台 番 号					
主 た る 定 置 場					
環 境 性 能 割		課 税 年 度			
		税 額 ① × /100		円	
		減 免 申 請 額		同 上	

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第 103 号の 8 様式（用紙日本産業規格 A 4）（第 83 条の 8、第 87 条の 2 関係）

付

受

印

年 月 日

自動車税事務所長 様

(県税事務所長)

申請者(納税義務者)

所 在 地

名 称 及 び
代表者氏名

印

電 話 番 号

< > -

公的医療機関の所有による自動車税減免申請書

自動車

登 録 番 号

登 録 年 月 日

年 月 日

初度登録年月

年 月

車 名

車 台 番 号

主たる定置場

病 院
診療所

減免処理事由 ※

環境性能割

種別割

用
途

課 税 額 ①

減免申請額 ②

減免後の額 ①－②

環 境 性 能 割

円

円

円

年度種別割

円

円

円

この申請書について

電話番号

応 答 す る 者

< > -

備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の 9 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第83条の 9、第87条の 3 関係)

受 付 印		処理事項	
		※	※
自動車税事務所長 様 (県税事務所長)	住 所	〒 ー	
	フリガナ		
	氏 名	㊦	
	電 話 番 号	()	
身体障害者等に係る自動車税減免申請書			
申請理由	☐ 本人運転 ☐ 生計同一者運転 (18歳以上) ☐ 生計同一者運転 (18歳未満) ☐ 常時介護者運転		
障害者の状況	申請者の関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ その他()	
	住 所	☐ 申請者と同じ (省略)	
	フリガナ		
	氏 名	(年 月 日生)	
	☐ 身体障害者手帳 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	手帳番号	
	交付年月日	年 月 日	
運転者の状況	障害者の関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ その他()	
	住 所	☐ 申請者と同じ (省略)	
	氏 名	☐ 申請者と同じ (省略) (年 月 日生)	
	免許証番号	有効期限	年 月 日
	免許証の種類	☐ 普通 ☐ 中型 ☐ 準中型 ☐ 大型 ☐ 普二 ☐ 中二 ☐ 大二	
免許の条件	☐ 眼鏡等 ☐ A T 車に限る ☐ 中型車は中型車(8t)に限る ☐ その他 ()		
規則第83条の 9 第10項又は第87条の 3 第 4 項の該当の有無			
※減免処理事由		登録 (取得) 年月日	
環境性能割	種別割	対 象	登録番号
		自動車	年号 年 月 日 陸支 車 種 記号 番 号
課 税 額 ①		減免申請額 ②	減免後の額 ①－②
環 境 性 能 割	円	円	円
年度種別割	円	円	円
申 請 代 理 人	電話番号 ()		

- 備考 1 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、申請書を提出する際に身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証を提示すること。
- 2 運転する者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該事実を証明する住民票の謄本等を正本に添付すること。
- 3 運転する者が身体障害者等を介護する者である場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める機関の長が発行する証明書を正本に添付すること。
- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳を有する者 市町村長
- (2) 戦傷病者手帳を有する者 健康福祉部地域福祉課長
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を有する者 保健所の長
- 4 ※印の欄は、記載しないこと。
- 5 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の10様式（用紙日本産業規格A4）（第83条の9、第87条の3関係）

受 付 印		申請者（納税義務者）		住所		〒						処理事項					
				フリガナ								※	※				
年 月 日		自動車税事務所長 様 （ 県税事務所長）		氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者名〕		㊟											
				電 話 番 号		()											
構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車に係る自動車税減免申請書																	
自動車 の 状 況	車 体 の 形 状		☐ 車椅子移動車 ☐ 身体障害者輸送車 ☐ 入浴車														
	使 用 目 的																
	構 造 の 明 細																
利 用 者 の 状 況	<個人利用> 特定の個人が 利用する場合		住 所		〒												
			フリガナ 氏 名					生年月日		年 月 日							
			申請者との続柄														
			添 付 書 類 等														
			規則第83条の9 第10項又は第87 条の3第4項の 該当の有無														
	<事業利用> 不特定者が 利用する場合		添 付 書 類 等														
※減免処理事由			対 象 自動車		登録（取得）年月日				登 録 番 号								
環境性能割 種別割		年			月		日		陸支		車 種		記号		番 号		
					課税額 ①				減免申請額 ②				減免後の額 ①－②				
環 境 性 能 割					円				円				円				
年 度 種 別 割					円				円				円				
申 請 代 理 人			電話番号 ()														

備考 1 この申請書は、正副2通提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の11様式（用紙日本産業規格 A 4）（第83条の 9 関係）

		処理事項	
		※	※
付 受 印			
年 月 日		住所 (所在地)	
自動車税事務所長 様		氏 名 〔法人にあつてはその 名称及び代表者氏名〕	
		この申請書について 応答する係氏名	
		電話番号	
身体障害者等のための構造変更をした自動車に係る 自動車税環境性能割減免申請書			
自 動 車 の 状 況	登録番号		登録年月日 年 月 日
	車名 年式		用途 区分 自家用 営業用
	乗車定員		定置場
	使用 目的		特 別 構 造 明 仕 造 細 様 変 更
減 免 申 請 由			
減 免 申 請 内 訳	課 税 年 度		
	課 税 標 準 額	円	
	減免に相当する 課 税 標 準 額	円	
	減 免 申 請 額	円	

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第103号の12様式（用紙日本産業規格A4）（第83条の10、第87条の4関係）

付  受 印 年 月 日 自動車税事務所長 様 (県税事務所長)		申請者 (納税義務者)	住 所 (所在地)	
			氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)	㊞
			電 話 番 号	()
公益等による自動車税減免申請書				
自 動 車	登 録 番 号			
	種 別			
	車 名			
	乗車定員又は 最大積載量	人 トン		
	主たる定置場			
	取 得 年 月 日	年 月 日		
減免処理事由※		減 免 を 受 け る 理 由		
環境性能割	種別割			
		課 税 額①	減免申請額②	減免後の額 ①－②
環 境 性 能 割		円	円	円
年度種別割		円	円	円
この申請書について 応 答 す る 者		電話番号 ()		

備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第百五号様式中「自動車税納税証明書交付申請書」を「自動車税種別割納税証明書交付申請書」に改める。

第百五号の二様式中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」と、「拒否されます」を「拒否されることがあります」に改める。

第百五号の二の二様式を次のように改める。

第 105 号の 2 の 2 様式 (用紙縦 115 ミリメートル・横 67 ミリメートル) (第 86 条関係)

岐 阜 県
自動車税種別割

納税証明書

(継続検査・構造変更検査用)

この証明書で車検の際の納税確認をする場合がありますので、大切に保管してください。

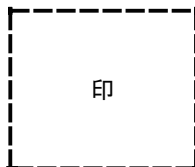
継続検査・構造等変更検査(車検)で使用される際はお切り離してください。

登録番号	
車台番号	
証明書有効期限	

上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■納税証明書無効■■」となっているもの又は収納機関の領収日付印がないものは無効です。

岐阜市日置江2648-3

岐阜県自動車税事務所長

領
収
日
付
印

収入印紙不要

備考 第 12 号様式備考は、この様式について準用する。

第五号の三様式中「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第六号の二様式中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に、「種別」を「種別」に改め、同様式備考に次のように加える。

4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第六号の八様式中「自動車税の」を「自動車税種別割の」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第六号の九様式中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に改め、同様式（別紙を除く。）備考に次のように加える。

4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第六号の九様式別紙中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 改正後の岐阜県税条例施行規則第八十七条の三第一項各号に掲げる者でこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から当該各号に掲げる自動車を所有するもの（改正前の岐阜県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第八十七条の三第一項の規定により平成三十一年度分の自動車税について減免したもの又は減免することができるものを除く。）については、平成三十一年度分の自動車税について、減免を受けようとする自動車に係る岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年岐阜県条例第八号）第二条の規定による改正前の岐阜県税条例（以下「平成二十九年旧条例」という。）第七十三条（平成二十九年旧条例附則第十三条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する税率（その額が四万五千円を超える場合は、

四万五千円。附則第四項において「旧税率」という。）に次項の申請書の提出のあった月の翌月から当該年度の末日の属する月（平成二十九年旧条例第七十七条第二項の規定により月割をもって課税する場合は、納税義務が消滅した月）までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額を減免することができる。

3 前項の規定による減免の申請をしようとする者は、旧規則第二百二号の十一様式による申請書を自動車事務所長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付するとともに、身体障害者手帳（身体障害者手帳の交付を受けなくて戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証を提示しなければならない。

4 附則第二項の規定による減免を受けようとする者は、施行日前においても、前項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、減免をすることができる額は、当該減免を受けようとする自動車に係る旧税率に六（平成二十九年旧条例第七十七条第二項の規定により月割をもって課税する場合は、平成三十一年十月から納税義務が消滅した月までの月数）を乗じて得た額を十二で除して得た額とする。

5 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部改正（規則第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。
別記様式中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

例」という。) 第七十三条(平成二十九年旧条例附則第十三条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する税率(その額が四万五千円を超える場合は、四万五千円。附則第四項において「旧税率」という。)に次項の申請書の提出のあつた月の翌月から当該年度の末日の属する月(平成二十九年旧条例第七十七条第二項の規定により月割をもって課税する場合は、納税義務が消滅した月)までの月数乗じて得た額を十二で除して得た額を減免することができる。

3 前項の規定による減免の申請をしようとする者は、旧規則第百二号の十一様式による申請書を自動車事務所に提出しなければならない。この場合において、当該申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付するとともに、身体障害者手帳(身体障害者手帳の交付を受けないで戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては、戦傷病者手帳)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証を提示しなければならない。

4 附則第二項の規定による減免を受けようとする者は、施行日前においても、前項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、減免をすることができる額は、当該減免を受けようとする自動車に係る旧税率に六(平成二十九年旧条例第七十七条第二項の規定により月割をもって課税する場合は、平成三十一年十月から納税義務が消滅した月までの月数)を乗じて得た額を十二で除して得た額とする。

(特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

5 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則(平成十三年岐阜県規則第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条(見出しを含む。)中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。
別記様式中「~~自動車取得税~~」を「~~自動車税環境性能割~~」に改める。

平成三十一年三月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社